

第 3 地域保健班

1 母子保健事業

(1) 健やか親子おきなわ 21(第2次)の体系図と保健所母子保健事業

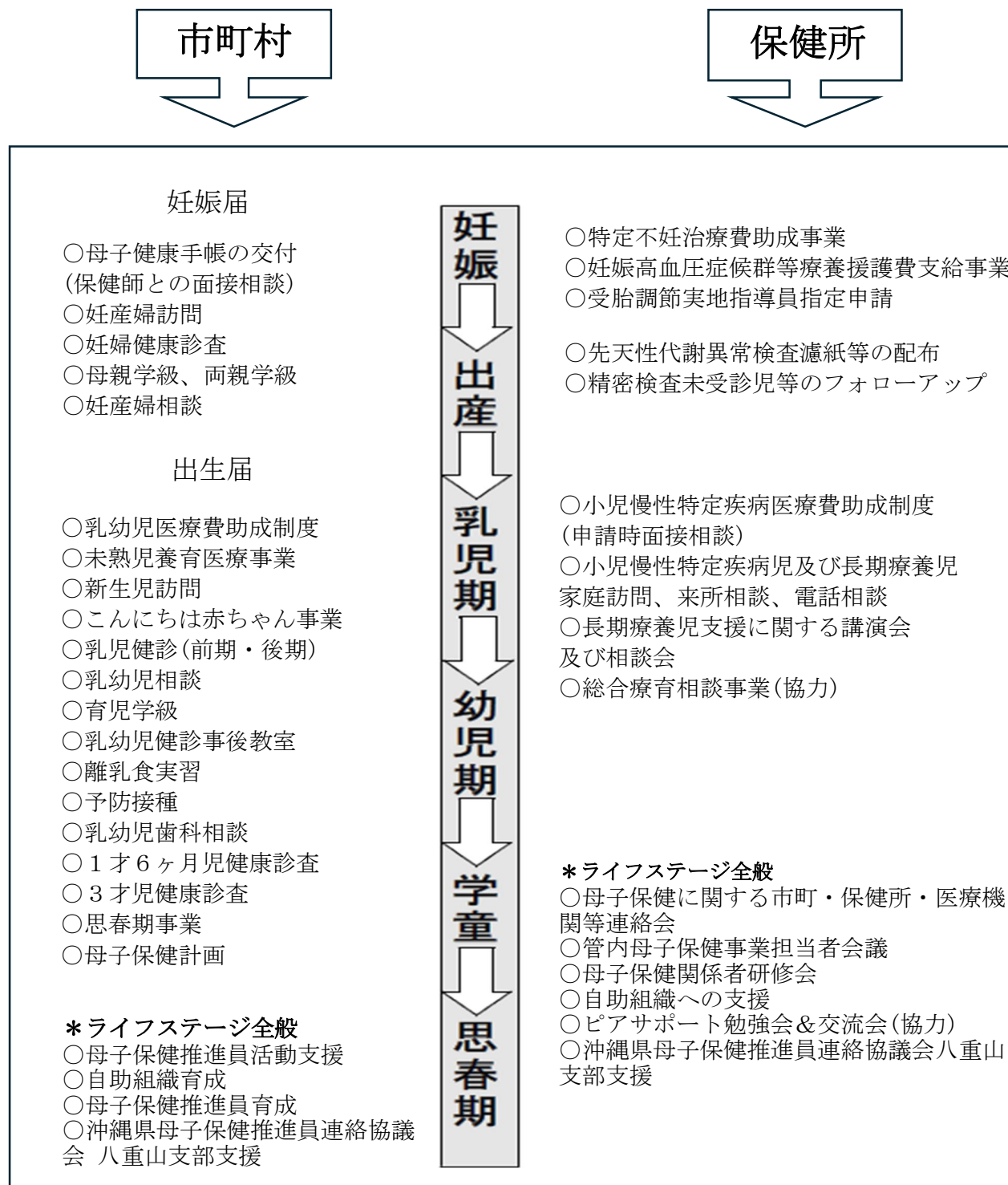
沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ 21」は平成 13 年度に策定され、平成 26 年度に最終評価を迎えた。新たな課題をふまえ、平成 27 年度からの 10 年間を計画期間とした「健やか親子おきなわ 21 (第 2 次)」が策定された。



(2) 市町村と保健所における母子保健の体制

母子保健は、生涯を通して健康な生活を送るための第一歩であり、また次の世代を健やかに産み育てるための基礎である。

平成9年地域保健法の全面施行に伴い、市町村においては住民に身近な頻度の高いサービスを実施し、保健所は広域的・専門的な母子保健サービスの提供や市町村相互の連絡調整及び研修を担っている。また、法律の改正により、従来保健所が担っていた未熟児養育医療や育成医療は平成25年度より「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により市町村へ権限移譲された。



(3) 保健所における母子保健事業

ア 公費負担申請及び相談

(ア) 小児慢性特定疾病医療費助成制度について

概要：小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者：保護者が沖縄県に住所を有する 18 歳未満の児童のうち、厚生労働大臣が定める対象基準を満たす者。新規認定は対象児童が 18 歳の誕生日を迎える前々日までとし、承認された疾病について 18 歳以降も継続治療が必要な場合は 20 歳未満(誕生日の前日)まで延長申請が可能。

対象疾病：悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患 16 疾患群のうち、788 疾病が対象となっている(R6/3/31 時点)。

対象範囲：都道府県、政令指定都市、または中核市が指定した小児慢性特定疾病指定医療機関の窓口を受給者証を提出することにより、医療費助成を受けることができる。ただし、認定を受けた疾病以外の治療や、指定医療機関以外での治療、医療保険適用外の費用等については、医療費助成の対象とならない。

<給付状況>

a 市町別(延件数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
石垣市	104	116	107	105	102
竹富町	3	4	6	9	8
与那国町	3	3	2	3	2
合計	110	123	115	117	112

b 疾病群別(延件数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
悪性新生物	4	4	2	7	8
慢性腎疾患	8	7	8	8	8
慢性呼吸器	4	6	7	5	5
慢性心疾患	28	32	25	25	24
内分泌疾患	33	35	30	29	24
膠原病	4	5	4	4	3
糖尿病	4	5	3	6	6
先天性代謝異常	2	3	5	2	2
血液疾患	1	1	0	1	1
免疫疾患群	0	0	0	0	0
神経・筋疾患	14	14	17	14	17
慢性消化器疾患	5	6	9	8	6
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	0	1	1	5	5
皮膚疾患	0	0	0	0	0
骨系統疾患	2	2	2	1	1
脈管系疾患	1	2	2	2	2
合計	110	123	115	117	112

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため有効期限が自動的に1年間延長となったため、本来更新を必要としない受給者や20歳以上の受給者が含まれる。

(イ) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額で、また医療保険適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し経済的負担の軽減を図る。※令和4年度から保険適用へ移行が決定され、令和5年度廃止事業。

＜八重山圏域 申請状況＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	59(15)	58(20)	114(40)	16(0)	0(0)

()は、年度内2回以上の助成を受けた件数で再掲。

(ウ) 不育症検査費用助成事業

研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に不育症検査に要する費用の一部を助成することで経済的な負担の軽減を図る。

※令和3年度から実施された新規事業であり、1回の治療につき5万円までの助成が受けられる。なお、特定不妊治療費助成事業とは助成対象者が異なり、2回の流産、死産の既往がある者が対象とされる。現在、沖縄県内で対象の不育症検査を実施している医療機関はない(R5/3/31時点)。

＜八重山圏域 申請状況＞

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	1	0	0

(エ) 先進医療不妊治療費助成事業

令和4年度からの特定不妊治療の保険適用への移行が決定されたものの、一部の治療については保険適用外となったことから、保険適用外となった特定不妊治療の内、先進医療に告示された不妊治療に対して助成することで経済的な負担の軽減を図る。

※令和4年度から実施された新規事業であり、1回の治療につき医療機関に支払った治療費に係る額(基準額の範囲内)の10分の7を乗じた額の助成が受けられる。

＜八重山圏域 申請状況＞

	令和4年度	令和5年度
申請件数	14(11)	31(11)

()は、年度内2回以上の助成を受けた件数で再掲。

(オ) 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が、必要な医療を受けるために入院した場合、その医療に要する費用の一部を支給する制度。支給対象者は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血および心疾患に罹患している妊産婦で7日以上入院治療をしたもの。ただし、当該妊産婦が前年分の所得税課税額の年額15,000円以上の世帯に属する者、助産制度を利用した場合は対象とならない。(令和5年度申請0件)

(カ) 受胎調節実地指導員指定申請

受胎調節実地指導員とは、母体保護法第 15 条に基づき、女性に対して厚生労働大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導を業として行う者、都道府県知事が指定を行う。(令和 5 年度申請 1 件)

イ 長期療養児支援

長期にわたり療養を必要とする児童に対して、適切な療育を確保するためにその状況に応じた適切な指導や支援を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的に実施している。

長期療養児支援に関する講演会(隔年開催のため令和 5 年度実施なし)

ウ 訪問・相談等

保健師が母子保健相談等(来所相談及び電話相談)を行っており、必要に応じて、訪問相談を実施している。

令和 5 年度(単位:件)

	実人数	延人数	延人数内訳		
			小児慢性特定疾病	先進医療不妊治療	その他
家庭訪問	1	1	1	0	0
来所相談	90	146	113	28	5
電話相談	54	381	358	11	12
合計	91	528	472	39	17

エ 関係機関との会議・研修

(ア) 市町・保健所・医療機関等連絡会

母子保健に関わる関係機関が、妊娠や出産、児の発育や発達に関する情報交換を行うことによりタイムリーに連携した支援ができることや、母子保健事業を円滑に行うことを目的とする。

日時	内容	参加機関
①令和 5 年 5 月 11 日 ②令和 6 年 3 月 21 日	・メンタルヘルスに問題を抱える妊産婦支援について ・妊産婦支援における課題の検討 ・子育て地域連絡票の活用について ・その他母子保健に関する課題検討、情報共有等	保健所 管内医療機関(小児科、産婦人科等) 管内助産院 管内 3 市町

(イ) 母子保健関係者研修会

母子保健に関わる市町保健師等を対象に、研修を行い関係者のスキルアップを図ることで、母子が安心して生活できる環境をつくるために研修会を開催している

日時	内容	参加機関
令和 6 年 3 月 21 日	講話:「妊産婦へのメンタルヘルス支援」 講師:臨床心理士・公認心理師 宮良 尚子氏	母子保健 関係者

オ 市町村支援

(ア) 母子保健事業担当者会議

多様化する母子保健の課題について検討し、市町及び保健所、関係機関による効果的な事業を推進することを目的とする。

日時	内容	参加機関
令和5年 7月26日	・親子健康手帳交付時の面談の工夫について ・産後ケア事業について ・メンタルヘルスに問題を抱える妊産婦の支援について ・こども家庭センター設置に向けて	管内3市町

(イ) 沖縄県母子保健推進員連絡協議会八重山支部支援

管内の母子保健推進員が、日頃の母子保健業務について市町間の情報交換を行い、スキルの向上と相互の交流を図ることを目的に実施。保健所は管内3市町と連携して理事会や研修会及び交流会などの支援を行っている。
令和5年度は、総会、交流会、理事会（年4回開催）が実施された。

カ 自助組織育成

(ア) 自助組織への支援

小児慢性特定疾病の新規ケースへ「ダウン症等親の会」「病気や障がいをもつ子の親の会」等の紹介を行った。

自助組織	活動状況
自閉症児者親の会(ちむほっと)	集会(不定期)
ダウン症等親の会(ピュアの会)	
口唇口蓋裂親の会(八重山シャボンの会)	
病気や障がいをもつ子の親の会(ぼちぼちくらぶ)	

(イ) ピアサポート勉強会&交流会(協力)

平成26年度より、NPO法人こども医療支援わらびの会主催で「病気や障がいのある子どもを育てている親のピアサポート勉強会&交流会」を開催。保健所は対象者へ内、会場設営等を協力。平成30～令和5年度は開催なし。

キ 新生児マススクリーニング(先天性代謝異常等検査)

県内で出生した全ての新生児を対象に、マススクリーニング検査を行い、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療を促すことで障害の発現を予防することを目的としている。保健所では採血機関への採血濾紙等の配布、精密検査未受診児等の受診状況確認及び受診勧奨を実施。

2 難病対策

(1) 難病とは

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

(2) 難病の行政施策

昭和 47 年に策定された「難病対策要綱」に基づき、「調査研究の推進」「医療施設の整備」「医療費の自己負担の解消」を柱として対策がすすめられてきた。平成 27 年には「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、「効果的な治療方法の開発と医療の質の向上」「公平・安定的な医療費助成制度の仕組みの構築」「国民の理解の促進と社会参加のための施策の充実」を中心として総合的な取り組みが行われている。

＜沖縄県＞

昭和 48 年度：「特定疾患治療研究事業」の医療費全額公費負担が開始。

平成 7 年 7 月：申請窓口を本庁から保健所に移り、「難病対策事業」が開始。

平成 10 年 5 月：重症患者以外の患者を対象とした定額による一部自己負担が導入。

平成 15 年 10 月：所得と治療状況に応じた一部自己負担限度額 7 区分が導入。

平成 19 年 10 月：特定疾患追加医療機関の利用数が 2 医療機関から 5 医療機関となる。

平成 21 年 10 月：特定疾患が新たに 11 疾患追加され、対象疾患が 56 疾患となる。

平成 23 年 12 月：沖縄県重症難病患者入院施設確保事業開始。

平成 24 年 6 月：沖縄県人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業開始。

平成 24 年 9 月：沖縄県在宅重症難病患者一時入院事業開始。

平成 25 年 4 月：「障害者総合支援法」が制定され、障害児・者の対象に「難病等」が加わり、難病患者は障がい福祉サービス及び相談支援の対象となる。

平成 27 年 1 月：「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、対象疾病が 56 疾病から 110 疾病に拡大される。

平成 27 年 7 月：対象疾病が 110 疾病から 306 疾病に拡大される。

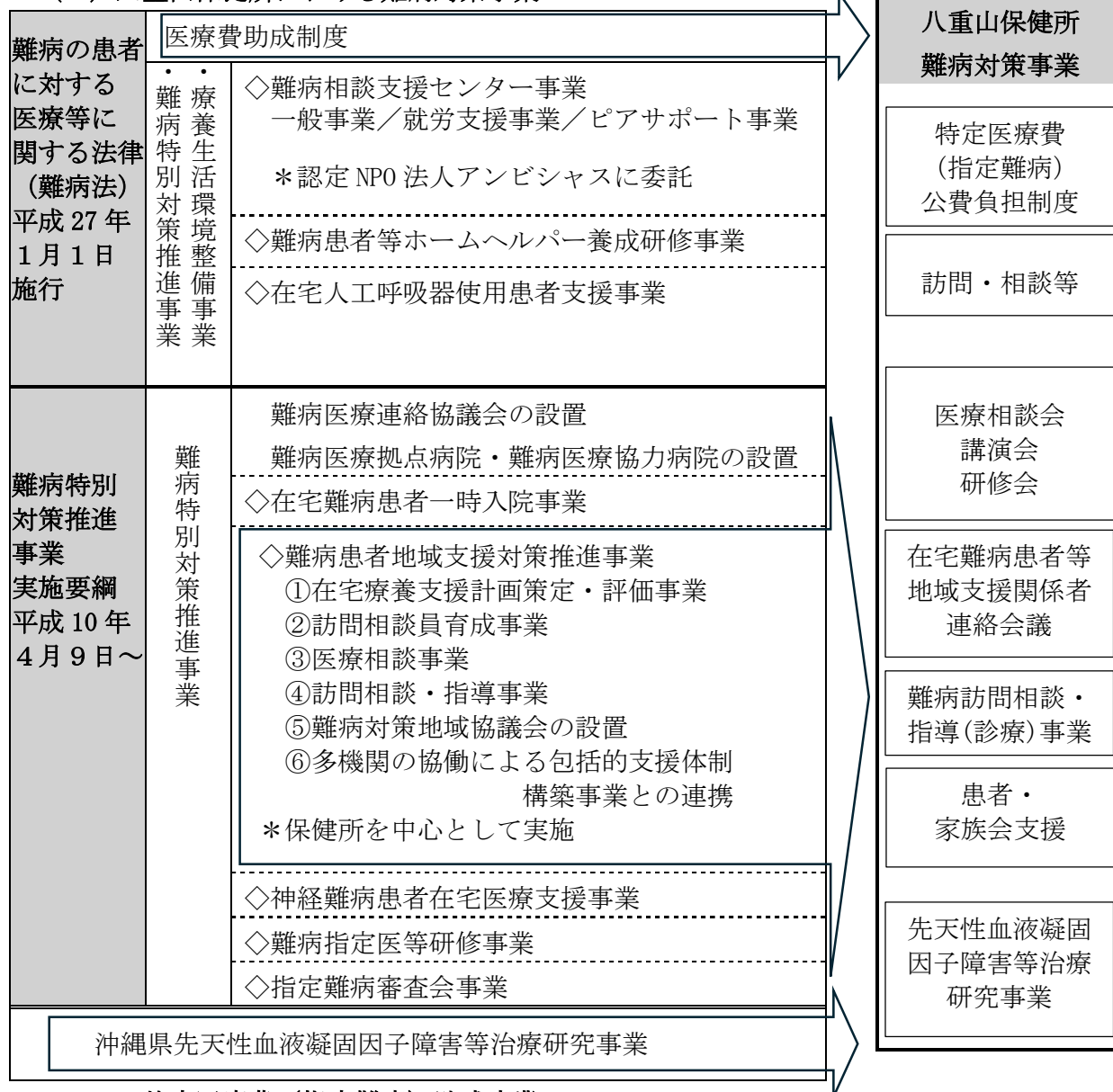
平成 29 年 4 月：対象疾病が 306 疾病から 330 疾病に拡大される。

平成 30 年 4 月：対象疾病が 330 疾病から 331 疾病に拡大される。

令和 元年 7 月：対象疾病が 331 疾病から 333 疾病に拡大される。

令和 3 年 11 月：対象疾病が 333 疾病から 338 疾病に拡大される。

(3) 八重山保健所における難病対策事業



ア 特定医療費（指定難病）助成事業

概要：指定難病にかかっている患者の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者：沖縄県に住所を有する者のうち、次の①か②のいずれかに該当する者。

①指定難病にかかっており、その病状の程度が厚生労働大臣が定める程度の者。

②指定難病にかかっているが、その病状の程度が厚生労働大臣が定める程度ではない者で申請月

以前の 12 か月以内に当該指定難病に係る医療費総額が 33,330 円を超える月が 3 月以上ある者。

対象疾病：341 疾病が指定難病として対象となっている。(R6/4 時点)

対象範囲：認定された指定難病及びそれに付随して発生する傷病に対する医療費。

ただし、認定された指定難病以外の傷病に対する医療費や、指定医療機関以外での医療、医療保険適用外の費用等については医療費助成の対象とならない。

図 1 特定医療費(指定難病)公費負担制度を受けるための申請手続きの流れ

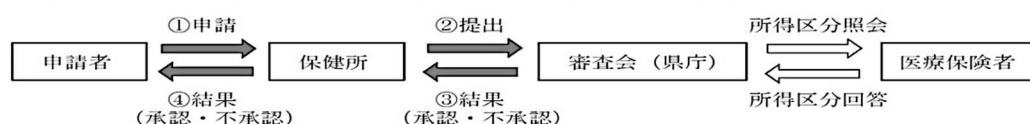


表 1 疾病別・年度別交付件数

No.	病名	R 3	R 4	R 5	R5 末 県内
1	球脊髄性筋萎縮症	2	2	2	7
2	筋萎縮性側索硬化症	7	7	5	107
3	脊髄性筋萎縮症	1	0	0	57
5	進行性核上性麻痺	10	9	9	243
6	パーキンソン病	65	66	64	1555
7	大脳皮質基底核変性	4	3	2	68
8	ハンチントン病	2	2	1	18
11	重症筋無力症	13	16	19	383
14	慢性炎症性脱髄性多 発神経炎	4	4	4	63
17	多系統萎縮症	4	4	2	94
18	脊髄小脳変性症(多系 統萎縮症を除く。)	6	5	4	144
21	ミトコンドリア病	1	2	2	34
23	プリオン病	0	0	0	9
24	亜急性硬化性全脳炎	1	1	0	11
26	HTLV-1 関連脊髄症	1	3	5	80
28	全身性アミロイドー	0	0	0	33
34	神経線維腫症	4	4	3	35
35	天疱瘡	0	0	0	44
37	膿疱性乾癬(汎発型)	2	2	2	31
40	高安動脈炎	3	3	3	64
43	顕微鏡的多発血管炎	2	3	2	95
45	好酸球性多発血管炎	3	1	1	91
46	悪性関節リウマチ	1	1	1	59
47	バージャー病	1	0	0	6
48	原発性抗リン脂質抗 体症候群	1	1	1	21
49	全身性エリテマトー	32	31	29	1248
50	皮膚筋炎／多発性筋	5	5	6	317
51	全身性強皮症	5	6	7	234
52	混合性結合組織病	6	4	6	129
53	シェーグレン症候群	7	6	8	381
56	ベーチェット病	2	0	0	93
57	特発性拡張型心筋症	15	16	15	194
58	肥大型心筋症	1	1	1	23
60	再生不良性貧血	3	6	6	104
63	特発性血小板減少性	5	5	4	151

表 2 市町別交付件数

	R3	R4	R5
石垣市	357	367	363
竹富町	30	29	29
与那国町	14	16	16
管内合計	401	412	408

No.	病名	R 3	R 4	R 5	R5 末 県内
65	原発性免疫不全症候	3	3	3	38
66	IgA 腎症	4	4	4	259
67	多発性嚢胞腎	7	7	6	124
68	黄色靱帯骨化症	7	8	9	131
69	後縦靱帯骨化症	15	14	14	436
70	広範脊柱管狭窄症	3	3	3	56
71	特発性大腿骨頭壊死	12	13	12	246
72	下垂体性 ADH 分泌異	1	1	1	39
77	下垂体性成長ホルモ ン 分泌亢進症	1	1	1	27
78	下垂体前葉機能低下	1	1	2	231
84	サルコイドーシス	2	2	3	150
85	特発性間質性肺炎	3	5	5	165
86	肺動脈性肺高血圧症	5	5	4	81
88	慢性血栓塞栓性肺高	1	1	1	37
90	網膜色素変性症	18	19	17	423
93	原発性胆汁性胆管炎	10	10	10	380
94	原発性硬化性胆管炎	1	1	1	11
95	自己免疫性肝炎	4	4	3	69
96	クローン病	13	15	13	552
97	潰瘍性大腸炎	42	38	39	1109
159	色素性乾皮症	1	1	1	3
162	類天疱瘡(後天性表皮 水疱症を含む。)	2	1	1	51
189	無脾症候群	1	1	1	6
193	プラダー・ウィリ症	1	1	0	3
200	第 14 番染色体父親性 ダイソミー症候群	1	1	1	1
209	完全大血管転位症	1	1	0	13
222	一次性ネフローゼ症	5	5	3	169
223	一次性膜性増殖性糸	1	0	0	8
224	紫斑病性腎炎	2	2	3	16
266	家族性地中海熱	3	3	3	12
271	強直性脊椎炎	3	4	3	68
306	好酸球性副鼻腔炎	1	7	11	188
329	無虹彩症	0	0	0	1
	その他の指定難病	7	11	14	1225
	合計	401	412	408	12563

(令和 6 年 3 月末現在)

イ 訪問・相談等

保健所にて患者・家族、関係者等に特定医療費の制度説明や保健師面談を通して、必要なサービス等の情報提供を行っており、必要に応じて訪問相談を実施している。

表3 難病関連相談件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
家庭訪問	19	43	12	23	11	35	16	37	4	7
来所相談	451	527	92	185	396	620	402	709	199	333
電話相談		238		359		535		762		461
合計	465	808	104	567	407	1190	418	1508	203	801

表4 令和5年度疾患別訪問状況

疾患名	実人員	延人員
ALS	2	3
パーキンソン病	0	0
多系統萎縮症	1	3
その他	1	1
計	4	7

表5 個別支援に関する会議

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数	13	7	10
疾患名	筋萎縮性側索硬化症 多系統萎縮症 第14番染色体父親性ダイ ソミー症候群 ハンチントン病	筋萎縮性側索硬化症 多系統萎縮症 パーキンソン病	筋萎縮性側索硬化症 多系統萎縮症
参加機関数	50	28	17

ウ 患者・家族会支援

同じ病気や悩みをもつ人達が互いに支え合い、問題を解決する事ができるよう自助組織の育成・支援を行っており、会の周知や講演会開催等、適宜保健所保健師も活動に参加している。

表6 自助組織活動状況

名称	活動状況
神経難病友の会	交流会 情報交換会 (不定期)
網膜色素変性症 仲間の会	
八重山クローン病・潰瘍性大腸炎 患者家族の集	

エ 医療相談会・講演会・研修会

療養上の不安や悩みを軽減することを目的に、難病患者及びその家族に対する講演会等の実施、また支援者の質の向上を目的に研修会を開催している。

表 7 医療相談会・講演会実施状況

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日時	令和 2 年 1 月 22 日	令和 3 年 3 月 4 日	令和 3 年 11 月 16 日	令和 5 年 2 月 25 日	令和 6 年 3 月 2 日
対象者	膠原病 患者・家族	ALS 患者・家族	潰瘍性大腸炎 クローン病 患者	膠原病 患者・家族	難病患者
参加人数	12 名	12 名	10 名	9 名	11 名

オ 会議

在宅難病患者等地域関係者連絡会議

在宅難病患者やその家族が住み慣れた地域で安心して在宅療養を継続できるよう保健・医療・福祉等関係者が連携し、在宅での支援体制を構築することを目的に実施している。

令和 5 年度開催なし。

カ 難病訪問相談・指導(診療)事業

在宅難病患者に対して、専門医、理学療法士、保健師等による訪問を行い、日常生活の相談や情報提供、介護方法等の相談を行い、在宅難病患者家族の身体的・精神的負担の軽減及び生活の質の向上を図ることを目的に実施している。

表 8 難病訪問相談・指導(診療)事業実施状況

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実施回数	0	1	1	0	0
延人数	0	3	1	0	0
対象者 疾患	実施なし	筋萎縮性側索 硬化症 18 トリソミー	筋萎縮性側索 硬化症	実施なし	実施なし

(4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより患者の医療費負担軽減を図り、精神的・身体的不安の解消を目的としている。平成元年の事業開始から申請事務は全て本庁で行っていたが、平成 12 年 2 月 1 日より申請窓口を各保健所へ移管し、当事業の円滑な推進を図っている。

表 9 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の推移

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受給者証 交付件数	4	5	4	4	4

3 原爆被爆者関連業務

沖縄県は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並びに諸手当の支給を行っている。

各保健所においては、健康診断等に関する事業の実施や健康相談を通して、被爆者の健康管理に努めている。

(1) 健康診断業務

平成9年度より、保健所において被爆者健康診断記録を保管し、健康診断未受診者の適切な把握を行うとともに、受診勧奨及び事後指導等に活用し被爆者の健康管理に努めている。

被爆者へは健診希望調査、健診日程通知、医療機関とは健診日程調整、受診者名簿の通知を行い、健診当日は受診者の健康相談を実施している。

沖縄県では、年3回、前期健康診断、後期健康診断、希望による健康診断を実施している。

ア 原爆被爆者健康診断

表 10 原爆被爆者健康診断受診状況

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望
対象者	5	5	5	5	5	5	5	5	5
受診者数	0	0	1	0	0	0	0	0	0
健診場所	県立八重山病院			県立八重山病院			県立八重山病院		

イ 原爆被爆者二世健康診断

表 11 原爆被爆者二世健康診断受診状況

年度	受診者数	健診場所
令和元年度	1	県立八重山病院
令和2年度	0	
令和3年度	0	
令和4年度	0	
令和5年度	0	

(2) 相談業務

未受診者へのフォロー、健診後のフォロー、健康相談、各種手続きを実施している。

表 12 原爆被爆者関連相談件数

年度	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
電話相談件数	4	5	2	9	1	3	1	6	1	1
来所相談件数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問相談件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) その他の業務

被爆者二世登録申請の受付、各種申請窓口の案内を実施している。

4 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉については、平成 16 年 9 月に厚生労働省においてとりまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な理念に基づき推進されている。昭和 62 年 7 月精神保健法改正により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進に関して法的配慮が確立され、平成 5 年「障害者基本法」の成立を受けて改正された精神保健福祉法(平成 7 年 7 月法改正施行)では、精神障害者手帳の創設や施設の充実など、自立と社会参加促進のための援助という福祉施策が明確に位置づけられた。平成 14 年度より市町村への一部事務移譲と精神障害者居宅生活支援事業が実施され、平成 18 年 4 月障害者自立支援法施行に伴い、通院医療公費負担制度が精神保健福祉法から障害者自立支援法(現：障害者総合支援法)に移行され、障害があっても地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、住民の最も身近な市町村を中心に事業が展開されることになった。その後、平成 26 年 4 月精神保健福祉法の改正で、医療保護入院制度の大幅な変更がなされた。

また、平成 18 年 6 月に成立した自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱が閣議決定され対策に取り組んでいる。平成 29 年には依存症対策総合支援事業実施要綱が定められ、保健所では下記の活動を行っている。

精神保健福祉事業	精神保健福祉法及び障害者総合支援法に基づく事務業務	* 進達業務 ・ 自立支援医療費(精神通院)公費負担 ・ 精神障害者保健福祉手帳 * 医療保護入退院関係・措置入退院関係等 * 精神科病院実地指導及び関係事務
	精神保健福祉相談及び訪問指導	* 精神保健福祉相談(来所・電話)及び訪問指導 * こころの健康相談・ピアカウンセリング
	社会復帰・自立と社会参加への支援	* 地域生活支援事業 ・ 精神療養者家族や支援者向けの講演会 ・ 精神保健福祉普及月間事業 * 精神障害者地域移行・地域定着支援事業
	自殺対策強化事業	* 人材養成事業 * 普及啓発事業 * 八重山圏域自殺対策関係機関連絡会議
	依存症関連問題対策総支援事業	* 依存症支援者研修事業 * 普及啓発・情報提供事業 * 依存症治療・回復支援及び家族支援事業
	関係機関とのネットワークづくり	* 病院・地域連携会議 * ケア会議
	自助組織等活動支援	* 断酒会(依存症を考える会・AA 南ぬ島グループ) * 依存症を考える家族会 * 八重山精神療養者家族会(やらぶの会)
	市町への協力及び支援	* 個別事例検討会 * 研修等 * ケア会議

(1) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法に基づく事務

ア 自立支援医療費(精神通院)公費負担制度(障害者総合支援法第52条)

精神障害の通院医療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者総合支援法によってその90%を負担する制度。原則として、自己負担となる残りの10%について、本県においては本土復帰特別措置法の適用により、全額公費負担となる。

また、指定医療機関制度が導入され、病院、診療所のみならず、薬局、訪問看護事業所も指定されることとなった。

〈表-1〉 市町別申請件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
石垣市	901	1042	979	1063	1073
竹富町	62	54	50	51	45
与那国町	17	2	14	26	21
計	980	1098	1043	1140	1139

〈表-2〉 市町別・疾病別自立支援医療費(精神通院)受給者数

(交付月 令和5年4月～令和6年3月)

使用分類	統合失調症	気分障害	てんかん	脳器質性精神障害	中毒性精神障害		知的障害	非定型精神病	心因反応	神経症圏の障害	人格障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動障害	心理的発達障害	小児青年期の行動障害	その他※	計
					アルコール	その他薬物										
石垣市	275	273	127	64	37	10	23	4	2	128	5	3	49	58	0	1058
竹富町	10	12	8	2	0	0	0	0	0	9	1	0	1	2	0	45
与那国町	4	7	4	2	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	21
計	289	292	139	68	38	10	25	4	2	138	6	3	50	60	0	1124
疾病割合	26%	26%	12%	6%	3%	0.9%	2%	0.4%	0.2%	12%	1%	0.3%	4%	5%	0.0%	100%

※その他：上記疾病分類に属さない病名

イ 精神障害者保健福祉手帳制度(精神保健福祉法第45条)

平成7年度の精神保健福祉法の改正に伴い同年10月より実施された制度で、精神障害者に対する各種援助制度を受けやすくし、社会復帰や社会参加の促進及び自立を図ることを目的としている。

本人の申請により交付され、有効期間は2年でその都度更新が必要である。

〈表-3〉 精神保健福祉手帳等級別交付件数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	58	42	64	46	55
2級	114	97	142	139	153
3級	37	24	45	45	53
計	209	163	251	230	261

〈表-4〉 市町別・等級別分類による交付状況(令和5年度)

	石垣市	竹富町	与那国町	計
1級	53	2	0	55
2級	145	8	0	153
3級	50	2	1	53
計	248	12	1	261

ウ 医療保護入院（精神保健福祉法第33条）

医療保護入院とは、自傷他害のおそれはないが精神保健指定医の診察の結果、入院治療が必要であると認められた患者で、本人の同意が得られず、家族等の同意により行われる入院である。この場合、精神科病院は入院した日から10日以内に最寄の保健所長を経由して、県知事に届けなければならない。

〈表-5〉 医療保護入院届出状況(市町別・疾病別)

分類 年度・市町		統合失調症	気分障害	てんかん	脳器障害性	中毒性精神障害		知的障害	非定型精神病	心因反応	その他	計
						コアル	薬物その他					
令和元年度		23	4	0	4	1	0	0	0	0	4	36
令和2年度		12	4	0	1	0	0	0	0	0	10	27
令和3年度		15	4	0	4	2	0	1	1	0	5	32
令和4年度		11	1	0	7	0	0	1	0	0	2	22
令和5年度	計	22	0	1	3	3	0	1	2	0	18	50
	石垣市	21	0	1	3	3	0	1	2	0	18	49
	竹富町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 措置入院及び緊急措置入院（精神保健福祉法第 29 条及び第 29 条の 2）

措置入院とは、入院させなければ精神症状により自傷他害のおそれのある精神障害者（疑いのある者を含む）に対して、県知事の権限により行われる入院形態である。

一般からの保護申請、警察官通報、検察官通報、精神病院の管理者からの届出等を受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて精神保健指定医に診察させ、2 人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致し、入院の必要性があると認められた場合に措置入院となる。

緊急措置入院とは、上記措置入院等の手続きがとれない場合に、1 名の精神保健指定医の診察で、入院の必要性が認められた場合は 72 時間に限り緊急措置入院となる。この手続きを行った場合、上記措置入院の手続きをとるか決定する必要がある。

〈表-6〉 申請・通報・届出、措置診察等の状況

	通報等 合計	左記の内訳					事前調査 により措置 診察の 必要がないと認めた者	診察を受けた者	
		一般からの 申請	警察官からの 通報	検察官からの 通報	精神病院 管理者からの 届出	その他		措置不要	要措置
		(法第22条)	(法第23条)	(法第24条)	(法第26条第2項)	(法第27条第2項)			(法第29条)
令和元年度	14	0	9	5	0	0	5	4	5
令和2年度	4	0	2	2	0	0	2	1	1
令和3年度	18	0	15	3	0	0	10	3	5
令和4年度	14	0	14	0	0	0	7	4	3
令和5年度	8	0	7	1	0	0	3	2	3

オ 精神科病院実地指導（精神保健福祉法第 38 条の 6）

目的：人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するため

対象：県立八重山病院（こころ科（精神科））令和 5 年 11 月 15 日実施

（2）精神保健福祉相談及び訪問指導（精神保健福祉法第 47 条）

ア 精神保健福祉相談（電話・来所）及び訪問指導

保健師や精神保健福祉相談員が、本人や家族・関係者からの相談（電話・来所）に随時対応し必要に応じて訪問指導を実施している。相談種別は表-7 のとおりで、最も多いその他の内容は、医療の継続や受診に関すること、療養生活に関すること、日常生活の不安、本人への対応に関すること等である。相談者は本人 308 件、家族 298 件、関係機関が 578 件となっていた（重複含む）。

複雑困難な事例に対しては事例検討等を行い、対応を検討している。

〈表-7〉 精神保健福祉相談(電話・来所)及び訪問指導 相談種別実施件数

令和5年度	実人員	相談種別(延人員)									
		計	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	てんかん	ギャンブル	その他
来所相談	45	85	0	3	14	0	7	3	0	18	40
訪問指導	16	62	0	3	1	0	0	0	0	0	58
電話相談	124	976	1	18	116	0	64	35	1	69	672

イ 専門家等による精神保健福祉相談・ピアカウンセリング

医療中断又は未治療の精神障がい者(疑いのある者を含む)とその家族や関係者からの相談に対して、精神科医師や臨床心理士、家族相談員等による相談を行い、精神障害者等の早期治療並びに自立と社会参加促進を図ると共に、関係者及び関係機関と連携を密に取りながら地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として実施。令和5年度は、依存症家族に対しピアカウンセリングを行った。

日時：調整の上、随時実施 場所：八重山保健所 1階 第2相談室

〈表-8〉 専門家等による精神保健福祉相談 相談種別実施件数

	実施 回数	延人員								
		計	老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	ギャンブル	その他
令和元年度	2	4	0	0	0	0	0	0	0	4
令和2年度	0	0	0	0		0	0	0		0
令和3年度	0	0	0	0		0	0	0		0
令和4年度	0	0	0	0		0	0	0		0
令和5年度	0	0	0	0		0	0	0		0

※令和2年度から依存症に関する内容は依存症関連問題対策事業で計上(表-18参照)

(3) 社会復帰・自立と社会参加への支援

ア 地域生活支援事業(障害者総合支援法第77条および第78条)

精神障害者等が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むため、当事者が地域にある社会資源を上手く活用しながら、その有する能力及び適性に応じ生活していくスキルを身につけ、また、地域住民へ精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ることで、精神障害者等が安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目的として、研修会・講演会を実施している。

＜表-9＞ 相談支援者のための研修会

開催日時	内容	講師	対象者	参加数
令和6年 2月7日	研修テーマ 「精神保健福祉相談 における本人理解の 大切さや相談支援の 心構えを学ぶ」	沖縄県 中部保健所 主任保健師 宮里 明美 氏	管内医療機関、 市町、相談支援 事業所におい て精神保健福 祉相談業務に 従事する者	36名 (12機関)

イ 精神保健福祉普及月間

精神療養者と共に暮らせる地域社会づくりを目指し、当事者及びその関係機関の活動について広く紹介するとともに精神療養者の自立と社会参加を促進するため、管内関係機関の参加協力のもと、11月の精神保健福祉普及月間中、各種事業を展開した。

＜表-10＞ 精神保健福祉普及月間取り組み状況(主なもの)

取り組み内容	日時	場所	内容	参加機関等
パネル展示 及び作品展	令和5年 11月20日 ～30日	石垣市役所	関係機関における精神障害者の活動状況及び活動成果、精神保健福祉に携わる行政機関の取組について紹介	・市障がい福祉課 ・管内相談支援事業所 ・管内精神科病院 ・地域活動支援センター
リレーエッセイ新聞投稿	令和5年 11月22日 28日 29日	地元新聞社		・管内相談支援事業所 (2か所) ・八重山保健所

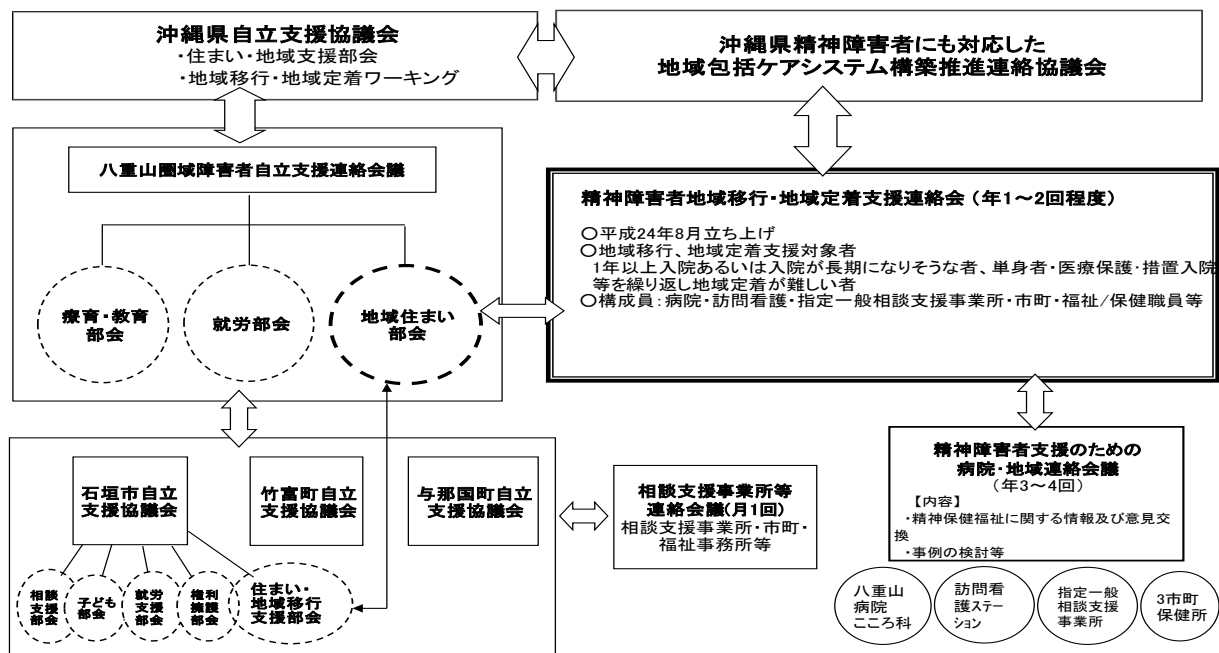
ウ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

本事業は、平成23年度までは、国の補助事業(モデル事業)として取り組まれてきたが、平成24年度からは、障害者総合支援法に基づくサービスとして個別給付化され、全ての都道府県でサービスが受けられるようになった。概ね1年以上の長期入院の退院希望者について、指定一般相談支援事業所が入院中から個別計画を立て、保健・医療・福祉の関係機関と連携し、地域移行・地域定着支援を進めることになった。

八重山保健所管内でも、圏域の精神障害者地域移行・地域定着支援事業関係者連絡会(協議会)や病院・地域連絡会を開催し、本事業についての関係機関への周知及び資質の向上を図り、体制整備に取り組んでいる。平成24年度には圏域の自立支援協議会部会が、平成25年度には石垣市が自立支援協議会部会を立ち上げ、その中で長期入院者の課題について協議する場が設けられるようになった。

〈図-1〉 八重山管内地域移行・地域定着関係図

八重山圏域精神障害者地域移行・地域定着支援連絡会と障害者自立支援連絡会議等との関連図



エ 地域移行・地域定着支援連絡会（協議会）

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下、医療・福祉等の支援を行うという観点から、長期にわたる入院あるいは地域で生活するうえで特に支援が必要な患者への地域生活への移行支援並びに地域生活を継続するための支援の推進・体制整備について検討することを目的として、平成24年度から開催している。

〈表-11〉 令和5年度地域移行・地域定着支援連絡会（協議会）

開催日時	参加機関数	参加者数	内 容
令和5年 12月13日	19機関	28名	①「地域移行・地域定着支援事業」について 沖縄県及び八重山圏域の現状報告（八重山保健所） ②八重山病院の長期入院者の現状について （八重山病院） ③八重山圏域障害者自立支援連絡会議「地域住まい部会」の取り組み（八重山福祉事務所） ④石垣市障がい福祉課自立支援協議会「住まい・地域移行部会」の取り組み（石垣市障がい福祉課） ⑤事例報告 ⑥その他、情報提供など

(4) 自殺対策強化事業(地域自殺対策強化交付金交付要綱、自殺対策基本法)

ア 人材養成事業

自殺対策に係る支援関係者の資質向上を図ることを目的として、下記のとおり研修会を実施した。

〈表-12〉 令和5年度研修会概要

開催日時	内容	講師	対象者	参加数
令和5年 9月20日 13:35～ 14:15	・研修 「自殺・自傷行為の 理解と対応」	沖縄カウンセリ ングセンター 代表 松川 友樹 氏	八重山圏域に おいて相談窓 口となり得る 支援関係者 (保健師、看護 師、精神保健福 祉士、相談支援 専門員、等)	10名
令和5年 9月20日 14:15～ 16:10	・事例検討 「希死念慮を訴える 若者の自殺事例を考 える」			

イ 普及啓発事業

自殺対策基本法第7条に基づき、9月(自殺予防週間)及び3月(自殺対策強化月間)において、自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めることを目的に、普及啓発活動を行った。

〈表-13〉 自殺対策普及啓発活動内容

取り組み内容	日時	場所
自殺や精神疾患に対 する正しい知識につ いてのパネル展	令和5年8月中旬～ 9月中旬 令和6年3月1日(金) ～3月29日(金)	・八重山保健所掲示板 ・八重山合同庁舎1階石礁ホール
普及啓発ポスター・ レスキューカードの 設置	令和5年8月中旬～ 9月中旬 令和6年3月1日(金) ～3月29日(金)	・市町相談窓口(保健・福祉担当周知の 声かけのみ) ・八重山合同庁舎1階石礁ホール ・石垣市立図書館 ・石垣市内のスーパーマーケットーサン エー、マックスバリュ(新川店、平真店、 石垣店、やいま店) ・ファミリーマート(空港店除く全店舗) ・石垣市離島ターミナル
庁内ゲートキーパー 研修	令和6年3月4日(月) ～3月29日(金)	・八重山教育事務所 ・八重山土木事務所 ・八重山農林水産振興センター ・八重山福祉事務所 ・八重山事務所県税課 ・八重山保健所

ウ 八重山圏域自殺対策関係機関連絡会議

沖縄県自殺総合対策行動計画(平成 20 年 3 月)の推進にあたり、自殺対策関係機関・団体が連携強化を図り協働して地域の実態を把握すると同時に、地域の実状に応じた自殺予防対策についての検討と推進を図ることを目的として、平成 21 年 2 月に設置した。

〈表-14〉 八重山圏域自殺対策関係機関連絡会議

開催日時	内容	参加数
令和 5 年 12 月 26 日(火) 14:00～16:30	・保健所からの報告 (1) この会議の位置づけと、求められている流れ (2) 八重山圏域の自殺の現状と、各関係機関が行っている自殺対策について (3) 部会と地域支援連絡票について ・関係機関からの報告・協議 (1) 希死念慮がある方の救急外来での対応について (2) 教育機関での自殺未遂者対応について (3) 普及啓発で各機関ができそうなことについて	13 機関 20 名

エ 地域支援検討会

八重山保健所では、自殺対策の一つとして平成 30 年度に地域支援連絡票を作成し、現在まで運用している。この会議では、地域支援連絡票の内容や運用について検討し、自殺未遂者支援の体制を整えることや、事例の共有を行い関係機関の連携を強化することを目的に開催する。

〈表-15〉 地域支援検討会

開催日時	内容	参加機関
令和 5 年 10 月 30 日(月)	・保健所からの報告 - 地域支援連絡票の活用状況(5 年分)について ・関係機関からの報告・協議 (1) ケースを共有する機会について (2) 過去に連絡票が提出された方の支援状況が不明なケースの対応について (3) 院内スタッフに対する連絡票の周知について (4) 自殺未遂者やその家族から同意書が得られない方の保健所への情報共有について (5) 地域支援連絡票でカバーできていない現状について (6) 保健所にしかできないアウトリーチ体制について (7) 既遂者の情報収集や分析について	5 機関 13 名 (八重山病院、八重山警察署、石垣市役所、石垣市消防、八重山保健所)

(5) 依存症関連問題対策総合支援事業（依存症対策地域支援事業実施要綱、ギャンブル等依存症対策基本法）

ア 依存症支援者研修事業

依存症支援に係る関係者の資質向上を図ることを目的として研修会を実施。令和5年度は家族支援事業と合わせて実施している。

〈表-16〉 令和5年度研修会概要

開催日時	内容	講師	対象者	参加数
令和5年 12月9日 13:00～ 14:40	アルコール依存症講演会 「アルコール依存症の 基本的知識について」 「依存症の相談と家族 支援について」	医療法人タピック 沖縄リハビリテー ションセンター病院 公認心理士山田豊氏	アルコール関連 問題について 相談を受ける 関係者	17名
令和5年 12月16日 13:00～ 16:30	アルコール依存症家族 教室 「家族ができる対応方法 を学ぶ～CRAFTとは～」 「当事者からの体験 メッセージ」	医療法人タピック 沖縄リハビリテー ションセンター病院 公認心理士山田豊氏 当事者、当事者家族	アルコール関連 問題を抱える 家族等	10名

イ 普及啓発事業

アルコール健康障害対策基本法第10条に基づき、11月（アルコール依存症普及啓発週間）に、アルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、普及啓発活動を行った。

ギャンブル等依存症対策基本法第10条に基づき、5月（ギャンブル等依存症問題啓発週間）に、ギャンブル等依存症問題に関する理解と関心を深めるため、普及啓発活動を行った。

〈表-17〉 普及啓発活動内容

取り組み内容	日時	場所
アルコール依存症に 対する正しい知識に ついてのパネル展	令和5年11月10日(金)～ 11月16日(木)	八重山保健所掲示板 八重山合同庁舎1階石礁ホール
ギャンブル等依存症に 対する正しい知識に ついてのパネル展	令和5年5月14日(日)～ 5月20日(土)	八重山保健所掲示板

ウ 依存症の治療・回復支援事業

依存症者やその家族、関係者等からの相談に対して、精神科医師や臨床心理士、家族相談員等による相談を行い、依存症者等の早期治療並びに自立と社会参加促進を図ると共に、関係者及び関係機関と連携を密に取りながら地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として実施。

〈表-18〉 依存症関連問題相談 相談種別実施件数

	実施回数	延人員				
		計	アルコール	薬物	ギャンブル	その他
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	1	1	0	0	1	0
令和5年度	4	5	3	0	2	0

〈表-19〉 依存症回復プログラム

取り組み内容	日時	件数		
		年度	実人員	実施回数
ギャンブル障害回復トレーニングプログラム（SAT-G）	対象者に応じて月1回ごと（全6回）	令和5年度	3	12

エ 家族支援事業

依存症者の家族に対して、心理教育プログラムのほか、家族会や講演会を開催し、依存症関連問題に関する知識と理解を深めることを目的に実施。令和5年度は支援者研修事業と合わせて実施している。

〈表-20〉 令和5年度研修会概要

開催日時	内容	講師	対象者	参加数
令和5年 12月16日 13:00～ 16:30 (再掲)	アルコール依存症家族教室 「家族ができる対応方法を学ぶ～CRAFTとは～」 「当事者からの体験メッセージ」	・医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院 公認心理士山田豊氏 ・当事者、当事者家族	アルコール関連問題を抱える家族等	10名

(6) 関係機関とのネットワークづくり

ア 病院・地域連携会議

精神保健に従事している関係機関が会し、入院または支援中の患者あるいは治療中断者、未治療患者に関する情報交換を円滑に行えることにより、タイムリーな連携支援ができることや八重山圏域の精神保健事業が円滑に行えることを目的に平成 24 年度から実施している。

〈表-21〉 病院・地域連携会議内容

	開催日時	参加数		内 容
第 1 回	令和 5 年 5 月 17 日	17 機関	30 名	・ 八重山病院こころ科の診療体制について ・ その他、情報提供
第 2 回	令和 5 年 8 月 9 日	17 機関	30 名	・ 石垣市での日常生活自立支援事業について ・ 訪問看護中止となったが頻繁に連絡のある事例への対応について ・ その他、情報提供
第 3 回	令和 5 年 12 月 13 日	18 機関	28 名	※ 八重山圏域精神障害者地域移行・地域定着支援連絡会を実施 〈表-10〉参照
第 4 回	令和 6 年 2 月 14 日	17 機関	27 名	・ 八重山病院こころ科の令和 6 年度の診療体制について ・ アルコール依存症の診断はついておらず否認のあるアルコール性肝障害事例への対応方法について ・ 独居で他者との関わりが少ない事例について ・ 依存症対応医療機関や自助組織等各組織における対応や活動の状況について ・ その他、情報提供

イ 八重山警察署・八重山保健所連絡会議

精神保健福祉法に基づく通報及び得意事案等について、円滑な連携のため、現状と対応状況について八重山警察署と共有・意見交換を行っている。

〈表-22〉 八重山警察署・八重山保健所会議内容

開催日時	場所	内 容
令和 5 年 4 月 26 日	八重山警察署	・ 通報、特異事案、酩酊法の対応状況および管内の医療体制等について共有 ・ 夜間・休日の対応について

ウ ケア会議

入院中の患者や処遇困難事例等について、退院前の在宅支援調整や適正な医療を保持し、地域で安心して生活を送るために具体的な支援方針等を関係者で協議、確認等を行っている。

〈表-23〉 ケア会議

実人員	延人員
11 件 (2 件)	18 件 (4 件)

※ () は保健所主催のケア会議件数

(7) 自助組織等活動支援

ア 依存症を考える会

依存症で悩む者同士が、自らの体験を語り合い、交流する中で共に支え合う自助グループである。

平成元年に発足し週1回例会を開催していた。

諸事情から休会していたが、平成27年6月に家族会の支援を受けながら月1回の定例会を再開した。その後、参加者の要望により平成29年1月より週1回の定例会となり、活動回数が増えた。

定例会：毎週火曜日 午後7時～9時

場 所：八重山保健所内会議室

イ 依存症を考える家族会

平成10年度に実施した酒害家族教室終了後、受講者の中から共通の悩みを抱えている者同士が集まり、お互いの悩みを話し合う場が欲しいとの要望があり、平成10年11月から八重山断酒会家族会として活動を開始したが、諸事情から休会状態にあった。平成24年度、再び家族会のニーズが上がり、保健所も支援する中で平成24年10月より「アルコール問題を抱える家族会」として活動を再開した。

平成27年6月に「依存症を考える家族会」に名称を変更している。

定例会：毎月第1土曜日 午後2時～4時

場 所：八重山保健所内会議室

ウ AA南ぬ島グループ

依存症を考える会の代表とAA代表で協議し、当事者が参加しやすい環境にするため目的等を分け、平成28年7月より設立。依存症を考える会との違いとして、AAでは12のステップを通して回復を目指している。

定例会：毎週土曜日 午後7時～9時

場 所：八重山保健所内会議室

エ 八重山精神療養者家族会「やらぶの会」

精神障害者の家族が、お互いに悩みを語り、ふれあい、学習する中で共に成長していくために、平成6年に八重山精神療養者家族会「やらぶの会」が発足した。

会は平成10年度に小規模作業所「いこいの家」を開設、平成20年1月にNPO法人「結いの会」を設立すると共に「いこいの家」を就労継続支援事業所として運営を引き継いだ。月1回家族会が開催され、家族が集まり悩みを語り合う場となっている。令和2年度途中から休会となっていたが、令和4年度途中から活動を再開している。

定例会：毎月第3火曜日 午後3時30分～4時30分

場 所：(令和元年8月まで)就労支援事業所 いこいの家

(令和元年9月から)石垣市ふれあい交流施設 ゆいくるセンター

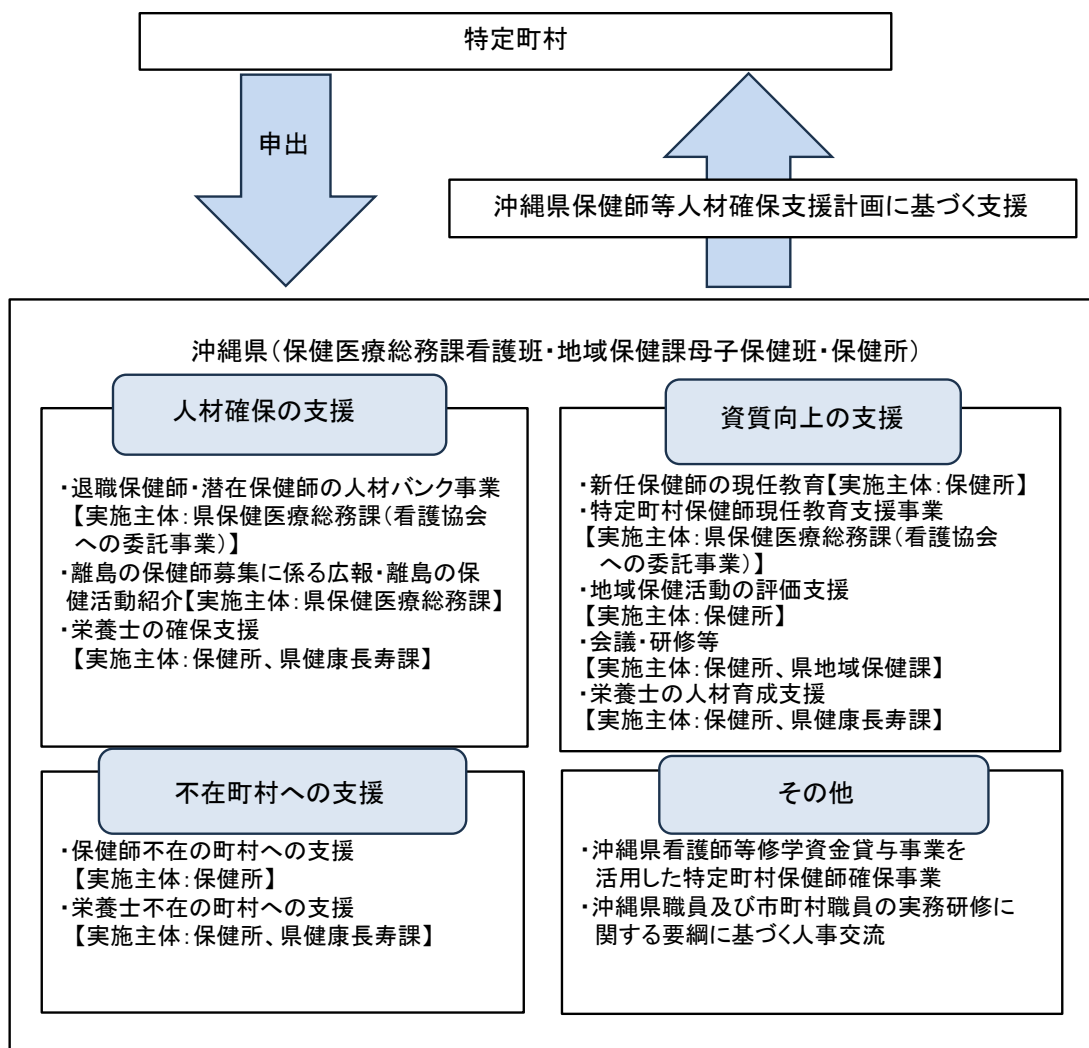
5 特定町村支援

特定町村とは「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19条）等に該当する市町村のうち、人口1万人未満で、かつ地理的諸条件等により、町村の自助努力では保健師及び栄養士の人材の確保及び資質の向上等が困難であり、県に申し出のある町村のことをいい、八重山圏域においては竹富町と与那国町が特定町村となっている。

平成9年の地域保健法の施行により、市町村が自らの責務において保健師等の専門職を確保し、住民に身近な保健サービスを提供することになった。それに伴い、沖縄県は昭和26年以来の保健婦駐在制を廃止した。しかし、町村によっては、保健師等の専門職の確保及び定着が困難な状況にあることから、県では平成9年から「沖縄県保健師等人材確保支援計画」を策定し特定町村の保健師等の人材確保や資質向上等の支援を実施している。

法的根拠：地域保健法第24条、沖縄県特定町村保健師等人材確保支援計画(第11次)

(1) 特定町村支援の概要



(2) 管内特定町村支援実施状況

ア 管内特定町村の保健師配置状況（令和5年4月1日現在）

管内の特定町村	竹富町	与那国町
保健師数	8人	2人

イ 申出のあった町村への支援（保健師）

町村名	事業名	事業内容
与那国町	資質向上の支援 （地域保健活動 の評価支援）	母子保健（子育て世代包括支援センター運営に対する支援等）
		健康づくり（どうなん健康づくり21計画策定、市町村 歯科保健事業に対する助言、支援等）

ウ 申出のあった町村への支援（栄養士）

町村名	事業名	事業内容
竹富町	人材確保の支援	管理栄養士の確保支援
	資質向上の支援	行政栄養士連絡会議の開催 健康づくりリーダー等研修会の開催
	その他	食育実態調査実施に係る支援 食育推進計画策定に係る支援
与那国町	資質向上の支援	行政栄養士連絡会議の開催 健康づくりリーダー等研修会の開催
	その他	市町村食育推進計画策定・推進に係る支援 市町村健康づくり推進計画策定・推進に係る支援 地区組織（食育ボランティア）活動への支援